

[事案 26-139] 契約無効請求

・平成 27 年 11 月 19 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から預金であるかのような誤った説明を受けて契約したことを理由に、契約の無効および既払込保険料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 16 年 2 月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、要素の錯誤により契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、設計書を使用して「中途解約をしても元本割れはしない」「3 年以降は利息がつく」と説明を受けたので契約した。
- (2)しかし実際には、配当金額を考慮しなければ、解約返戻金が元本を上回る時期は契約から 20 年以上後であった。

<保険会社の主張>

契約時、募集人は適切に説明しており、申立人が主張するような誤った説明をした事実は存在しないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の無効は認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1)本契約のような長期間にわたる契約を若年独身者に勧誘する場合、契約目的を確認し、契約者の環境が変化する可能性も考慮したうえで、途中解約の可能性も十分視野に入れてそのリスクも十分に説明することが求められる。
- (2)本件においても、この点について十分に説明が行われていれば、申立人が主張するような誤解は生じなかったものと推測できる。